

令和6年第3回見附市教育委員会定例会 議事録

○招集日時 令和6年5月27日（月）14時00分

○招集場所 見附市役所 4階402会議室

○会議に付した議件

議第30号 専決処分について（見附市学校給食運営委員会委員の委嘱について）

議第31号 専決処分について（見附市学校給食運営委員会委員の委嘱について）

議第32号 専決処分について（見附市社会教育・スポーツ推進審議会委員の委嘱について）

議第33号 専決処分について（見附市立学校学校運営協議会委員の委嘱について）

議第34号 専決処分について（見附市青少年育成センター運営委員会委員の委嘱及び解嘱について）

議第35号 専決処分について（見附市就学支援委員会の委員及び相談員の委嘱について）

議第36号 専決処分について（見附市教育センター運営委員会委員の委嘱について）

議第37号 専決処分について（子ども支援対策地域協議会委員の委嘱について）

議第38号 専決処分について（見附市子ども・子育て地域協議会委員の委嘱について）

議第39号 専決処分について（見附市立保育園、見附市子育て支援センターの第三者委員の委嘱について）

議第40号 見附市立学校配置等検討委員会委員の委嘱について

議第41号 見附市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正す

る条例の制定について

議第42号 見附市保育料規則の一部を改正する規則の制定について

議第43号 見附市出産・子育て応援事業実施要綱の一部を改正する要綱の制定について

議第44号 見附市利用者支援事業実施要綱の一部を改正する要綱の制定について

議第45号 見附市高等職業訓練促進給付金等交付要綱の一部を改正する要綱の制定について

議第46号 見附市子育て短期支援事業実施要綱の一部を改正する要綱の制定について

議第47号 令和6年度見附市一般会計補正予算（見積書）のうち教育課関係予算の原案について

○出席者（5名）

教 育 長	渡 邊 茂 夫
委 員	小 林 弘 武
委 員	小 倉 美 砂 子
委 員	齋 木 可 奈 子
委 員	武 田 信 一

○事務局出席者（9名）

教育部長兼教育総務課長	近 藤 芳 生
学 校 教 育 課 長	佐 藤 昌 弘
こ ど も 課 長	鈴 木 浩
市民部長兼まちづくり課長	遠 藤 拓 央

主幹兼こども課長補佐	橘 和 紀
教育総務課長補佐	岩 崎 済
学校教育課長補佐	宮 田 雅 仁
こども課長補佐	矢 澤 明 美
副主幹兼総務管理係長	山 谷 一 憲

14時00分 開会

教 育 長

これより、令和6年第3回見附市教育委員会定例会を開きます。

現在の出席者5人全員であります。

教 育 長

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、会議規則第27条の規定により齋木委員を指名します。

教 育 長

日程第2、報告1「工事請負契約の締結について」を教育部長より報告願います。

教育部長

報告事項1「工事請負契約の締結について」 ご報告いたします。

見附小学校の長寿命化改良工事である 部位改修工事（建築）については、5月24日の第2回見附市議会臨時会におきまして、契約の締結について議決されました。

契約金額は2億4,530万円、契約の相手方は株式会社笹原建設でございます。

工期につきましては、令和7年3月31日まででございます。

参考までに、関連工事としましては、部位改修工事（機械設備）が契約金額7,205万円、契約の相手方は旭設備株式会社。部位改修工事（電気設備）が契約金額6,842万円、契約の相手方は有限会社小玉電機商会でございます。

以上でございます。

教 育 長

只今の報告に対して、ご質問はございませんか。

（各委員から「ありません」の声あり）

教 育 長

無いようですので、次に、報告2「中学校部活動地域移行に関する進捗状況等について」を学校教育課長より報告願います。

学校教育課長

「中学校部活動地域移行に関する進捗状況等について」報告いたします。

令和5年度は、卓球とソフトテニスモデル事業として地域スポーツクラブ活動がスタートしました。

アンケートを行ったところ、参加した生徒の74%が地域スポーツクラブ活動に満足しており、専門性の高い指導を受けられることや自身の技術力向上につながったことを良さとして挙げていました。一方で、会場への移動や学校との指導方法の違い、部活時間の減少が困ったこととして挙げられました。

保護者からは、地域でスポーツ活動をしてもらうことへの感謝の声がある一方、学校と地域の指導の方向性を合わせる必要性があるという声が聞かれました。

令和6年度は、2学期以降に女子バスケットボール、バレーボール、野球を地域スポーツクラブ活動としてスタートさせる予定です。今年度は、元中学校長の磯部徹さんを地域移行コーディネーターとして採用し、部活動顧問、地域クラブ指導者双方が課題としている「情報の共有」や「連携の在り方」について解決策を探っていきます。

7月上旬には、これまでの取組の成果と課題を踏まえ、チームスポーツの進め方や文化部の進め方などについて検討を行い、保護者説明会を開催する予定です。

以上です。

教 育 長

只今の報告に対して、ご質問はございませんか。

武田委員

地域移行するにあたって、会場への移動の課題については、以前から問題になる

のではないかとこの危惧はあったと思います。

種目によって、集合場所は違ふと思いますが、今後も地域移行を進めていく中で、移動については「保護者の力をどうしても借りなければいけない」というスタンスでいくのであれば、種目によっては、地域移行に参加できない子どもが出てくるのではないかと感じます。

移動や集合方法について、何か対策は考えていますか。

学校教育課長

移動や集合については、そこに向かうまでの時間的な部分など、なかなか子どもだけでは対応が難しいこともありますので、やはり保護者から助けてもらう部分は多いと思いますし、子どもたちはコミュニティバスが無料で利用できますので、そういった手段もうまく使いながらということになると思います。

ただ今後、地域移行が進む中で、活動場所についても問題になってくると思いますので、そういったところも含めながら学校配置等検討委員会の中でしっかり議論していきたいと考えています。

齋木委員

学校のコーチと地域のコーチとの指導の方向性の違いというところで、6月に検討委員会を立ち上げる前に、一度子どもたちの声も汲み上げたうえで、それを総括して方向性を決めていくような形にさせていただけると、きっと親御さんの理解も進むのではないかと思います。

学校教育課長

そういった意味で、色々な学校の子どもや先生方の思いと、地域の方々の思いをしっかりと擦り合わせながら進めていく必要があるということで、今年度地域コーディネーターを1名採用したところです。活動は週1回になりますが、学校に出向き、様々な部活動の子どもたちや先生方の声、そして地域団体の声を聞きながら、

良い形で活動ができるように、検討会に向けた組織づくりをしていきたいと思っております。

教 育 長

他にご質問ございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

無いようですので、次に、報告3「和楽保育園の運営状況等について」をこども課長より報告願います。

こども課長

報告事項3「和楽保育園の運営状況等について」説明いたします。

公立の地域保育園である和楽保育園は、第3次公立保育園民営化等実施計画に基づいて、令和4年度から移管先法人の募集、選定を行ってきました。令和5年度の募集においても移管先法人の選定に至らなかったため、令和6年度、令和7年度の2年間、これまでの指定管理者の運営に代わって、市が直営で運営し、その後閉園する予定となっています。

運営の状況ですが、この4月から市の保育士が入り、保育を開始しています。2月から引き継ぎ保育として、保育士が顔を見せていたこともあり、スムーズに移行できているものと評価しております。

園児数は、12人のスタートとなっています。職員体制は、園長1名とその他の保育士4名、日常の清掃等の作業を行う補助職員1名、計6名の職員を配置しています。

保育の状況ですが、保育士は園児及び保護者に概ね信頼されて運営できている様子がうかがえます。また、和楽保育園では、これまで給食を、業者から配送されるお弁当で対応していましたが、その場で盛り付けを行う配膳方式に変えたことから、

園児たちが給食を楽しみにする様子が見られるとのことでした。

市が運営しているものの、施設が十分でないため、認可外の保育施設のままではありますが、保育の内容としては、その他の公立保育園と遜色ない保育を行っており、2年間しっかりと運営していきたいと考えております。

教 育 長

只今の報告に対して、ご質問はございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

無いようですので、以上で報告事項を終了します。

教 育 長

それでは、日程第3、議件に移ります。

審議に入ります。

議第30号「専決処分について(見附市学校給食運営委員会委員の委嘱について)」を議題とします。

教育部長に説明を求めます。

教育部長

議第30号「専決処分について(見附市学校給食センター運営委員会委員の委嘱について)」説明いたします。

専決第5号「見附市学校給食運営委員会委員の委嘱について」令和6年4月1日付けで専決処分いたしましたので、承認をお願いするものでございます。

学校給食運営委員会委員として4月の教職員の人事異動に伴い、4名の校長先生について委嘱替えを行うものでございます。任期につきましては、前任者の残任期間である令和6年4月30日までとするものであります。

以上でございます。

教 育 長

只今の説明に対して、質疑はありませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

無いようですので、質疑を終結いたします。

本案は、原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

教 育 長

次に、議第31号「専決処分について（見附市学校給食運営委員会委員の委嘱について）」を議題とします。

教育部長に説明を求めます。

教育部長

議第31号「専決処分について（見附市学校給食センター運営委員会委員の委嘱について）」説明いたします。

専決第13号「見附市学校給食運営委員会委員の委嘱について」令和6年5月1日付けで専決処分いたしましたので、承認をお願いするものでございます。

学校給食運営委員会委員として名簿記載のとおり、小・中・特別支援学校13校の校長と各校PTAの代表13名、及び学識経験者として長岡保健所長の計27名を委員として委嘱するものです。

任期については令和6年5月1日から令和8年4月30日までとするものです。

以上でございます。

教 育 長

只今の説明に対して、質疑はありませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

無いようですので、質疑を終結いたします。

本案は、原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

教 育 長

次に、議第32号「専決処分について（見附市社会教育・スポーツ推進審議会委員の委嘱について）」を議題とします。

市民部長に説明を求めます。

市民部長

議第32号「専決処分について（見附市社会教育・スポーツ推進審議会委員の委嘱について）」説明いたします。

専決第14号「見附市社会教育・スポーツ推進審議会委員の委嘱について」令和6年5月1日付けで専決処分いたしましたので、承認をお願いするものでございます。

こちらは、市PTA連合会の職名で携わっていただいている方が変更となりましたので、これに併せて審議会委員を変更するものです。

任期については、令和6年5月1日から令和7年3月31日までとするものです。

以上でございます。

教 育 長

只今の説明に対して、質疑はありませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

無いようですので、質疑を終結いたします。

本案は、原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

教 育 長

次に、議第33号「専決処分について（見附市立学校学校運営協議会委員の委嘱について）」を議題とします。

学校教育課長に説明を求めます。

学校教育課長

議第33号「専決処分について（見附市立学校学校運営協議会委員の委嘱について）」令和6年4月1日付で専決処分いたしましたので、承認をお願いするものでございます。

136名を委員として委嘱することについて承認をお願いいたします。

任期は令和7年3月31日までの1年となります。

以上です。

教 育 長

只今の説明に対して、質疑はありませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

無いようですので、質疑を終結いたします。

本案は、原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

教 育 長

次に、議第34号「専決処分について（見附市青少年育成センター運営委員会委員の委嘱及び解嘱について）」を議題とします。

学校教育課長に説明を求めます。

学校教育課長

議第34号「専決処分について（見附市青少年育成センター運営委員会委員の委嘱について）」令和6年4月1日付で専決処分いたしましたので、承認をお願いするものでございます。

人事異動により10名中3人を新たに委員として委嘱することについて承認をお願いいたします。

任期は前任者の残任期間の令和6年4月1日から令和7年3月31日までの1年間となります。

以上です。

教 育 長

只今の説明に対して、質疑はありませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

無いようですので、質疑を終結いたします。

本案は、原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

教 育 長

次に、議第35号「専決処分について（見附市就学支援委員会の委員及び相談員の委嘱について）」を議題とします。

学校教育課長に説明を求めます。

学校教育課長

議第35号「専決処分について（見附市就学支援委員会委員及び相談員の委嘱について）」令和6年4月1日付で専決処分いたしましたので、承認をお願いするものでございます。

委員19名、相談員18名を委嘱することについて承認をお願いいたします。

任期は令和7年3月31日までの1年となります。

以上です。

教 育 長

只今の説明に対して、質疑はありませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

無いようですので、質疑を終結いたします。

本案は、原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

教 育 長

次に、議第36号「専決処分について（見附市教育センター運営委員会委員の委嘱について）」を議題とします。

学校教育課長に説明を求めます。

学校教育課長

議第36号「専決処分について（見附市教育センター運営委員会委員の委嘱について）」、令和6年4月1日付で専決処分いたしましたので、承認をお願いするものでございます。

5名を委員として委嘱することについて承認をお願いいたします。

任期は、令和8年3月31日までの2年間となります。

以上です。

教 育 長

只今の説明に対して、質疑はありませんか。

（各委員から「ありません」の声あり）

教 育 長

無いようですので、質疑を終結いたします。

本案は、原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

（各委員から「異議なし」の声あり）

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

教 育 長

次に、議第37号「専決処分について（見附市子ども支援対策地域協議会委員の委嘱について）」を議題とします。

こども課長に説明を求めます。

こども課長

議第37号「専決処分について（見附市子ども支援対策地域協議会委員の委嘱について）」説明します。

見附市子ども支援対策地域協議会委員の委嘱につきまして、専決第10号のとおり、令和6年4月1日付で専決処分いたしましたので、ご承認をお願いするものです。

見附市子ども支援対策地域協議会は、児童虐待を防止する目的で、関係機関との情報共有や連携により支援を行うために設置しているもので、その委員につきましては、「見附市子ども支援対策地域協議会運営要綱」に定める関係機関から、委員を推薦していただき委嘱しているものです。

このたび、要綱の改正により関係機関の追加があったこと及び4月の異動等により交代が生じた所属機関があったことから、新たに「代表者会議委員」と「実務者会議委員」の推薦をいただきましたので、前委員の残任期間の、令和6年4月1日から令和7年3月31日までを任期として委嘱申し上げるものです。

以上でございます。

教 育 長

只今の説明に対して、質疑はありませんか。

（各委員から「ありません」の声あり）

教 育 長

無いようですので、質疑を終結いたします。

本案は、原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

教 育 長

次に、議第38号「専決処分について（見附市子ども・子育て地域協議会委員の委嘱について）」を議題とします。

こども課長に説明を求めます。

こども課長

議第38号「専決処分について（見附市子ども・子育て地域協議会委員の委嘱について）」説明させていただきます。

見附市子ども・子育て地域協議会委員の委嘱につきまして、専決第11号のとおり、令和6年4月1日付で専決処分いたしましたので、ご承認をお願いするものです。

委嘱内容ですが、「見附市子ども・子育て地域協議会」は、子ども・子育て支援に関する事業について、ニーズに即した効果的かつ効率的な運用を実施するにあたり、学識経験者、幼児教育や保育事業を代表する方や子育て中の保護者など、子ども・子育ての関係者から広く意見を聴取するために設置しているものです。

委員の任期は2年間としており、このたび、令和6年4月1日から令和8年3月31日までを任期として、委嘱申し上げるものでございます。

以上でございます。

教 育 長

只今の説明に対して、質疑はありませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

無いようですので、質疑を終結いたします。

本案は、原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

教 育 長

次に、議第39号「専決処分について（見附市立保育園、見附市子育て支援センターの第三者委員の委嘱について）」を議題とします。

こども課長に説明を求めます。

こども課長

議第39号「専決処分について（見附市立保育園、見附市子育て支援センターの第三者委員の委嘱について）」説明させていただきます。

見附市立保育園、見附市子育て支援センターの第三者委員の委嘱につきまして、専決第12号のとおり、令和6年4月1日付で専決処分いたしましたので、ご承認をお願いするものです。

本第三者委員は、公立保育園及び子育て支援センターにおいて、苦情解決体制を整え、苦情等を客観的に解決するため設置しているものです。

委員の任期は2年間としており、このたび、令和6年4月1日から令和8年3月31日までを任期として、委嘱申し上げるものでございます。

以上でございます。

教 育 長

只今の説明に対して、質疑はありませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

無いようですので、質疑を終結いたします。

本案は、原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

教 育 長

次に、議第40号「見附市立学校配置等検討委員会委員の委嘱について」を議題とします。

教育部長に説明を求めます。

教育部長

議第40号「見附市立学校配置等検討委員会委員の委嘱について」説明いたします。

見附市の目指すべき教育環境に関する基本的な考え方と実現に向けた方策を幅広い見地から検討するための「見附市立学校配置等検討委員会」委員の委嘱について、教育委員会の同意をいただくものです。

見附市立学校配置等検討委員会委員として名簿記載のとおり、学識経験を有する者1名、地域関係者5名、保護者7名、学校関係者2名、公募により選任された者3名の計18名を委員として委嘱するものです。

任期については、令和6年5月31日から令和7年3月31日までとするものです。

以上でございます。

教 育 長

只今の説明に対して、質疑はありませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

無いようですので、質疑を終結いたします。

本案は、原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

教 育 長

次に、議第41号「見附市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

学校教育課長に説明を求めます。

学校教育課長

議第41号「見附市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」ご説明いたします。

一部改正の内容ですが、学校医及び学校歯科医5万8,600円を6万1,600円に、学校耳鼻科医、学校眼科医2万9,300円を6万1,600円に、保育園嘱託医及び保育園嘱託歯科医2万4,100円を6万1,600円に改めるものであります。

改正の理由ですが、学校医、学校歯科医、学校耳鼻科医、学校眼科医、保育園嘱託医及び保育園嘱託歯科医の報酬額について、県立学校や近隣自治体の報酬額より

安価な状況であることに加え、学校耳鼻科医、学校眼科医、保育園嘱託医及び保育園嘱託歯科医の報酬については、県立学校や近隣自治体の2分の1以下という非常に安価な報酬額が続いている現状から、見附市南蒲原郡医師会より報酬額見直しの提案がありました。

昨今の医師不足や人件費が値上がりしている状況もあることから、双方の協議により、県立学校医の報酬に準じた報酬額に変更するものであります。

この条例は公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用するものであります。
以上です。

教 育 長

只今の説明に対して、質疑はありませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

無いようですので、質疑を終結いたします。

本案は、原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

教 育 長

次に、議第42号「見附市保育料規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とします。

こども課長に説明を求めます。

こども課

議第42号「見附市保育料規則の一部を改正する規則の制定について」説明いた

します。

一部改正の理由と概要ですが、「見附市特定教育・保育施設等に関する利用者負担額を定める条例」において、保育料は国が定める基準を上限としていることから、本規則中の保育料を定める別表の備考に「市が定める保育料が国の定める徴収額を超える場合、金額が変わる場合がある。」との規定を加え、その他必要な改正を行うものです。

附則におきまして、この規則は、公布の日から施行するものです。

以上でございます。

教 育 長

只今の説明に対して、質疑はありませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

無いようですので、質疑を終結いたします。

本案は、原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

教 育 長

次に、議第43号「見附市出産・子育て応援事業実施要綱の一部を改正する要綱の制定について」を議題とします。

こども課長に説明を求めます。

こども課長

議第43号「見附市出産・子育て応援事業実施要綱の一部を改正する要綱の制定

について」説明します。

一部改正の理由ですが、国の「伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金の一体的実施事業実施要綱」の子育て応援ギフトの申請期限が改正されたため、本要綱の関係部分を改正するものです。

改正内容ですが、子育て応援ギフトの申請期限を定める、「3歳に達する日」を「1歳に達する日以降の最初の3月31日（令和6年3月31日までに1歳に達した児童の養育者は令和7年3月31日）」に改めるものです。

附則におきまして、この要綱は、公布の日から施行し、改正後の規定は、令和6年4月1日から適用するものです。

以上でございます。

教 育 長

只今の説明に対して、質疑はありませんか。

（各委員から「ありません」の声あり）

教 育 長

無いようですので、質疑を終結いたします。

本案は、原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

（各委員から「異議なし」の声あり）

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

教 育 長

次に、議第44号「見附市利用者支援事業実施要綱の一部を改正する要綱の制定について」を議題とします。

こども課長に説明を求めます。

こども課長

議第44号「見附市利用者支援事業実施要綱の一部を改正する要綱の制定について」説明いたします。

はじめに、要綱改正の理由ですが、国が利用者支援事業実施要綱を定めたことに準じて、要綱を改正するものです。

利用者支援事業は、子ども及びその保護者等又は妊娠している方が子育て支援を円滑に利用できるよう、必要な支援を行うことを目的としています。

改正の概要ですが、第3条で、利用者支援事業基本型として「学校町子育て支援センター」と「見附市子どもの居場所（プレイラボみつけ）」、この2つを規定し、利用者支援事業こども家庭センター型をあらたに規定するものです。

第4条では、利用者支援事業基本型およびこども家庭センター型における職員配置を規定し、第5条で、業務内容を規定するものです。

その他、必要な修正を行っています。

附則において、この要綱は、公布の日から施行し、改正後の規定は、令和6年4月1日から適用するものです。

以上でございます。

教 育 長

只今の説明に対して、質疑はありませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

無いようですので、質疑を終結いたします。

本案は、原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

教 育 長

次に、議第45号「見附市高等職業訓練促進給付金等交付要綱の一部を改正する要綱の制定について」を議題とします。

こども課長に説明を求めます。

こども課長

議第45号「見附市高等職業訓練促進給付金等交付要綱の一部を改正する要綱の制定について」説明します。

一部改正の理由ですが、国の実施要綱が一部改正されたことに伴い、令和5年度末までの拡充措置であった就業期間が恒久化となったため、要綱を改正するものです。

高等職業訓練促進給付金は、資格取得を目指すひとり親の生活費を支援するもので、非課税世帯の場合、就業期間中に月額10万円、就業終了後に5万円を支給するものです。

改正内容ですが、令和5年度末までの拡充措置であった、就業期間「1年以上」を「6か月以上」とする緩和措置を恒久化するものです。

その他、教育委員会告示であることから決定権者を市長から教育長へ修正し、また、過去の修正漏れ等の文言の追加、修正、削除を行っています。

附則において、この要綱は、公布の日から施行し、改正後の規定は令和6年4月1日から適用するものです。

以上でございます。

教 育 長

只今の説明に対して、質疑はありませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

無いようですので、質疑を終結いたします。

本案は、原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

教 育 長

次に、議第46号「見附市子育て短期支援事業実施要綱の一部を改正する要綱の制定について」を議題とします。

こども課長に説明を求めます。

こども課長

議第46号「見附市子育て短期支援事業実施要綱の一部を改正する要綱の制定について」説明します。

一部改正の理由ですが、児童福祉法の改正に伴い、国が要綱を定めましたので、それに合わせて改正するものです。

子育て短期支援事業は、保護者の疾病、仕事その他の理由により、家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合などに、一定期間、児童又は親子の養育、保護を行うものです。

改正の概要ですが、趣旨を定める第1条において、「子育てに係る保護者の負担の軽減が必要な場合」を新たに加え、第4条及び第6条において、養育環境に課題等のある児童自身が利用を希望する場合も利用可能とすることを新たに規定し、必要な手続きを定めています。

また、母子だけでなく父子等も利用できることを明らかにするため「親子」と表現を修正しています。

その他、教育委員会告示であることから決定権者を市長から教育長へ修正しています。

附則において、この要綱は、公布の日から施行し、改正後の規定は、令和6年4月1日から適用するものです。

以上でございます。

教 育 長

只今の説明に対して、質疑はありませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

無いようですので、質疑を終結いたします。

本案は、原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

教 育 長

次に、議第47号「令和6年度見附市一般会計補正予算（見積書）のうち教育関係予算の原案について」を議題とします。

学校教育課長、こども課長の順に、それぞれ関係部分の説明を求めます。

学校教育課長

議第47号「令和6年度見附市一般会計補正予算（見積書）のうち教育関係予算の原案について」説明いたします。

10款2項1目、小学校健康衛生費57万7千円の増額は、学校医、学校眼科医、学校耳鼻科医の報酬55万3千円の増額と、学校歯科医の報酬2万4千円の増額をお願いするものであります。

次に、10款3項1目、中学校健康衛生費29万4千円の増額は、学校医、学校眼科医、学校耳鼻科医の報酬28万2千円の増額と、学校歯科医の報酬1万2千円の増額をお願いするものであります。

次に、10款4項1目、特別支援学校健康衛生費7万円の増額は、学校医、学校眼科医、学校耳鼻科医の報酬6万7千円の増額と、学校歯科医の報酬3千円の増額をお願いするものであります。

以上でございます。

こども課長

続きまして、こども課関係部分を説明します。

3款民生費2項2目、公立保育所運営事業33万8千円の増額は、保育園嘱託医及び保育園嘱託歯科医の報酬を県立学校医の報酬額に合わせ、現行の2万4,100円から6万1,600円に改定するためのものです。

3款民生費2項4目、児童手当交付事業事務一般経費の186万2千円の増額は、10月の児童手当制度改正対応に伴う業務システム改修に必要な経費を計上するものです。なお、財源はすべて、国からの「子ども・子育て支援事業費補助金」で賄われるものです。

以上でございます。

教 育 長

只今の説明に対して、質疑はありませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

無いようですので、質疑を終結いたします。

本案は、原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

教 育 長

以上で、本日提出された議題の審議は、全て終了しました。

これにて、令和6年第3回見附市教育委員会定例会を閉会いたします。

14時40分 閉会

以上、会議の概要を記載し、その内容に相違ないことを証するため、教育長及び
議事録署名委員ここに署名する。

教 育 長

渡邊 茂夫

議事録署名委員

齋 木 可奈子